

滋賀県立高等学校学び直し支援金事務取扱要領

この要領（以下「事務取扱要領」という。）は、滋賀県立高等学校学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、滋賀県立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の受給資格認定等にかかる事務手続き等に関し、必要な事項を定める。

（受給資格の認定および通知等）

- 第1条 交付要綱第3条第1項に規定する認定の申請は、滋賀県立高等学校に在学する生徒（以下「生徒」という。）が、認定申請書等（「滋賀県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）に、保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項に規定する保護者等をいう。）の個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）または課税証明書等（政令第1条第2項に規定する課税所得額（課税標準額）および市町村民税の調整控除額等（令和2年6月支給分までの受給資格認定申請においては、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額）を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。以下「課税証明書等」という。）を添付したものをいう。以下同じ。）を、滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出することによって行うこととする。なお、申請書および課税証明書等の提出については、学校長を通じて行うこととする。
- 2 学校長は、生徒から前項に規定する認定申請書等の提出があったときは、これに「滋賀県立高等学校学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（様式第2号）」を添えて教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、前2項の規定による認定をしたときまたは認定をしなかったときは、その旨を学校長を通じて生徒に通知する。
- 4 前項の規定による受給資格の認定を受けた生徒（以下「受給権者」という。）は、氏名を変更したときは、その旨を、学校長を通じて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（収入状況の届出等）

- 第2条 受給権者は、教育委員会に対し、保護者等の収入の状況について、収入状況届出書等（「滋賀県立高等学校学び直し支援金収入状況届出書（様式第1号）」

(以下「届出書」という。)に保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付したものをいう。以下、同じ。)を届け出なければならない。ただし、第1条第1項の規定により、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあつては、この限りではない。

- 2 前項に規定する届出は、受給権者が、毎年度、教育委員会の定める日までに、収入状況届出書等を、教育委員会に提出することによって行わなければならない。ただし、第4条第1項の規定により学び直し支援金の支給が停止されている場合にあつては、同条第2項の規定により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者にかかる保護者等について変更があつたときは、収入状況届出書等を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。
- 4 前3項の規定により教育委員会へ提出する書類のうち、届出書および課税証明書等については、学校長を経由しなければならない。
- 5 学校長は、受給権者から前3項の規定による収入状況届出書等の提出があつたときは、これに「滋賀県立高等学校学び直し支援金収入状況届出者一覧(様式第6号)」を添えて教育委員会に提出するものとする。
- 6 教育委員会は、第2項および第3項の規定による届出があつた場合において、当該届出を行った生徒が交付要綱第2条第1項第7号に該当しないと認めたときは、その旨をその生徒に対し、学校長を通じて、通知するものとする。

(支払の一時差止め)

第3条 教育委員会は、受給権者が、正当な理由がなく前条の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

(支給の停止等)

第4条 学び直し支援金は、受給権者が休学した場合において、受給権者が、「滋賀県立高等学校学び直し支援金の支給停止申出書(様式第7号)」を、学校長を通じて、知事に申し出たときは、その申出をした日(当該申出が学校長に到達した日をいう。)の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日(当該申出が学校長に到達した日をいう。)の属する月までの間、その支給を停止する。

- 2 前項の規定による申出をした受給権者は、前項に規定する停止事由に該当しなくなったときは、「滋賀県立高等学校学び直し支援金の支給再開申出書(様式第10号)」(以下「再開申出書」という。)を、学校長を通じて知事に提出しなければならない。

らない。

- 3 前項の規定による申出をした受給権者は、収入状況届出書等を、速やかに教育委員会に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出している場合にあつては、再開申出書のみを提出すれば足りる。
- 4 前項の規定により教育委員会に提出する書類のうち、届出書および課税証明書等については、学校長を経由しなければならない。
- 5 学校長は、受給権者から第1項の規定による申出があつたとき、または前第2項の規定による申出があつたときは、「滋賀県立高等学校学び直し支援金支給停止申出者一覧（様式第8号）」、または「滋賀県立高等学校学び直し支援金支給再開申出者一覧（様式第11号）」を添えて知事に提出するものとする。
- 6 知事は、第1項の規定による申出に基づき学び直し支援金の支給を停止したとき、または第2項の規定による申出に基づき学び直し支援金の支給を再開したときは、当該受給権者に対し、学校長を通じて、通知するものとする。

（受給事由消滅の届出および通知）

- 第5条 学校長は、受給権者にかかる学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、「滋賀県立高等学校学び直し支援金受給資格消滅者一覧（様式第3号）」を速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該届出にかかる受給権者であつた者に対し、学校長を通じて、通知するものとする。

（支給実績の証明）

- 第6条 受給権者（受給権者であつた者を含む。以下、同じ。）は、教育委員会に対し、「滋賀県立高等学校学び直し支援金の支給実績証明書発行申請書（様式第13号）」を、学校長を通じて提出することにより、当該受給権者にかかる学び直し支援金の支給実績の証明を申請することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、支給実績証明書を発行し、当該申請にかかる受給権者に対し、学校長を通じて、通知するものとする。

（その他）

- 第7条 この事務取扱要領に定めのない事項その他学び直し支援金にかかる事務手続きに関し必要な事項は、別途、知事が定めるところによる。

付 則

この事務取扱要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この事務取扱要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この事務取扱要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この事務取扱要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この事務取扱要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。